

16. 宇陀市空き家対策・起業者支援事業補助金

1. 趣旨・目的

年々空き家が増える中、空き家活用を推進するため、起業者に対して支援し、地域の活性化を促すことを目的とします。

2. 事業内容

内容

空き家の活用を推進するため、起業者に対し施設改修、設備投資等に必要な経費の一部について補助金を交付します。

対象団体

- ①空き家を購入、賃貸した日から1年を経過していないこと。
- ②市内で引き続き2年以上事業を営むことが見込まれること。
- ③事業に関して自治会等の理解を得ていること。
- ④空き家を賃貸の場合、所有者の承諾を得ていること。
- ⑤市税を滞納していないこと。 ほか

対象事業

- ①施設改修・・・施設の機能、性能を維持または向上させるための修繕、補修等の工事費（但し、市内の事業所と契約して行う事業）
- ②設備投資・・・自己の事業活動に用いる有形固定資産に対して行う投資経費
- ③家財処分費・・・空き家に残存する器具、家具、衣装の搬出、廃棄による費用
- ④家賃補助・・・空き家を所有者と賃貸契約する場合は、12月分の家賃

公募時期

R4. 4. 1～
（但し、R5. 3. 31までに完了する事業であること）

補助額

- ①施設改修費と②設備投資費の補助対象経費の上限額（400万円）
 - ③家財道具処分費の上限額（20万円）
 - ④家賃補助の上限（36万円）
- いずれも補助率は宇陀市まちづくり協議会2/3、宇陀市民1/2、宇陀市外1/3

問合せ先

市長公室 地域振興課
電話 0745-82-3910 (IP:0745-88-9094)